

徳島市新産業振興施設（仮称）整備業務仕様書

1 業務名

徳島市新産業振興施設（仮称）整備業務

2 業務の目的

本事業は、市が指定した場所に、「徳島市新産業振興施設（仮称）整備計画」（以下「整備計画」という。）に基づいて新たな産業振興拠点を整備するにあたり、施設のデザイン・設計・施工・施工監理等、施設整備に関し必要となる業務を行うことを目的としている。

3 履行場所

徳島市元町1丁目24番地（アミコビル1階・9階）

面積 458.42㎡（1階：200.61㎡、9階：257.81㎡）

4 業務内容

徳島市新産業振興施設（仮称）整備業務（以下「本整備事業」という。）において委託する内容は次に掲げるものとする。

各業務の実施に伴う人件費、事業費などの内訳を含む実費は、すべて様式第5号1-(6)の本整備事業の見積書及び見積内訳書に含めること。

ただし、下記(4)の什器・備品類の提案に係る見積額は含まないものとする。

- (1) 本整備事業に必要な整備内容の提案
- (2) 施設の改修
- (3) (2)を行うために必要となる現地調査、基本設計及び実施設計並びに監理
- (4) 什器・備品類の提案（調達・設置については別途市が行う。）
- (5) その他、本整備事業を実施する上で必要となる業務

5 整備方針等

(1) 整備に関する方針等

徳島市新産業振興施設（仮称）（以下「新産業施設」という。）は、整備計画に基づき、これまで本市が担ってきた「徳島市の伝統的な地場産業」を核として、新たな付加価値を生み出し、ヒト・モノの交流が促進される施設として整備するとともに、「地場産業に限らない産業振興の拠点」として、徳島市の総合的な産業振興に資するという新たな機能を担う施設とする。

整備計画を十分に理解し、「学び・支援・交流・情報」の4つの視点を踏まえ、「産業振興に資する“産業支援”の機能」（産業支援ゾーン）と「まちのにぎわいづくりに資する“交流促進”の機能」（交流促進ゾーン）の2つのゾーンを軸に据えるとともに、木工や藍染めなどの魅力を活かしたデザインの統一性を持った施設とすること。

① 1階（200.61㎡）

多くの人を訪れる1階の立地条件を活かし、来場者に地場製品の魅力を情報発信できる「ショールーム」のフロアとすること。

ア ショールーム

- ・ 木工や藍染めといった徳島市が誇る伝統的な地場産業の魅力を、商品の展示にとどまらず、産業の歴史的背景や製品の持つ魅力を次代を担う若者や国内外に伝

え、地場製品のブランド力向上に資することができる展示スペースとすること。

- ・ 休憩スペースを設け、訪れた人が気軽に立ち寄り、交流できるようなレイアウトとするとともに、周辺の観光情報や9階で実施されるイベントについての案内を行うものであること。

イ ショップ機能

- ・ 中小企業の事業者等が新しく開発した商品や、地場産品を展示・紹介・販売できるコーナー、次世代を担う若者の起業意欲の醸成につながるチャレンジショップ等の設置について、施設の既存整備現状なども考慮のうえ、提案すること。

② 9階（257.81㎡）

多目的に運用が可能な「オープンスペース」の設置を基本とし、「レンタルルーム」や「コワーキングエリア」、「ものづくり体験エリア」について、利用者の移動導線等に配慮すること。

ア オープンスペース

- ・ 通常は、ミーティングやテレワークなど、自由に使用可能なコワーキングスペースとして活用するが、必要に応じてセミナールームや企画展示など、様々な用途に使用可能なスペースとし、稼働壁の活用など、フレキシブルな空間設計とすること。
- ・ フリーランス・起業家・テレワーカーの活動拠点や、市内の事業所のサテライトオフィスの拠点となるよう整備すること。このスペースは、交流やコミュニティ機能を有し、オープンスペースを共有しながら、それぞれが独立した仕事が行えるスペースレイアウトとすること。
- ・ セミナーや交流会など多くの人が参加するイベントについては、最低30名以上が参加できるスペースと設備を確保すること。
- ・ セミナーで利用している場合でも、訪れた個人が利用できるコワーキングブース（5名以上）や個別相談支援ができる相談室（1～2組程度）を確保すること。

イ レンタルルーム（50㎡程度を想定）

- ・ 個室（3室程度）と会議室（1室）を整備すること。
- ・ 仕切りは、可動式のパーティション等を活用するなど、ニーズに応じて部屋割りや広さなどの変更が比較的容易に対応できる設計とすること。また、会議室は、プロジェクターやスクリーンの設置を考慮したレイアウトとすること。

ウ ものづくり体験エリア（50㎡程度を想定）

- ・ 遊山箱の絵付け体験や藍染めのブックカバーの抜染技法によるデザイン体験など、特別な設備を必要としないもので、10名前後の利用者規模を想定している。

エ 受付

- ・ デザイン性が優れた受付を入口付近に設置すること。
- ・ なお、受付については、利用者とのコミュニケーションを円滑にし、執務室を兼ねた実用性のあるものにする。

③ その他の設備等

ア 利用者等の管理

- ・ 施設の利用者が自由に入出可能エリアと、使用料の負担が必要なエリアがあることなどを想定し、管理に適した提案をすること。

イ 地場産品等の活用

- ・ 施設整備には、徳島県産の木材や藍染めなどの地場産品等を積極的に活用する

こと。

- ・ その他使用資材は、安全性や環境に配慮したものを採用し、設計・施工についても安全性や耐震性等を確保すること。

ウ 施設管理設備等

- ・ 受付やバックヤード等の施設整備について、有料利用者の管理やセキュリティ対策、備品類の収納・管理等にも配慮し、提案すること。

④ 什器及び備品類

- ・ 什器及び備品については、提案に基づき別途市が発注する。
- ・ 整備計画において、高速・高セキュリティの通信回線、無料 Wi-Fi、コピー機、プロジェクター、スクリーン、ホワイトボード、シュレッダーなどを列挙しているが、施設機能として必要なものについて独自に提案すること。
- ・ 但し、イニシャルコストやランニングコストの削減について配慮すること。
- ・ なお、什器及び備品類のうち、天井、壁、床に埋め込むなど、移動できない設備として設置する場合は、施設の改修費として整理する場合があるので、市と協議すること。
- ・ 什器及び備品の見積総額は、15,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）の範囲内とし、詳細な什器及び備品の内訳リストの提出時期等については、市と協議を行うこと。

(2) その他特記事項

- ・ 施設の各フロアを、統一感があり、デザイン性の優れた内装とし、空間を広く見せる工夫をすること。
- ・ 騒音や振動、粉じんや臭気の発生などにより、近隣で営業中の店舗等に影響を与える作業については、実施時間の調整や附帯費用の要否等について、履行場所の施設管理者と入念に協議の上、実施する必要があることに留意すること。

6 業務スケジュール

令和2年3月10日から備品等の配置が開始できるように設備の改修スケジュールを調整すること。

7 委託期間

契約締結日から令和2年3月31日まで

8 費用の支払い

費用については、本整備事業の全てが終了後、検収したうえで支払うものとする。ただし、前払金（保証事業会社の保証がある場合）についてはこの限りではない。

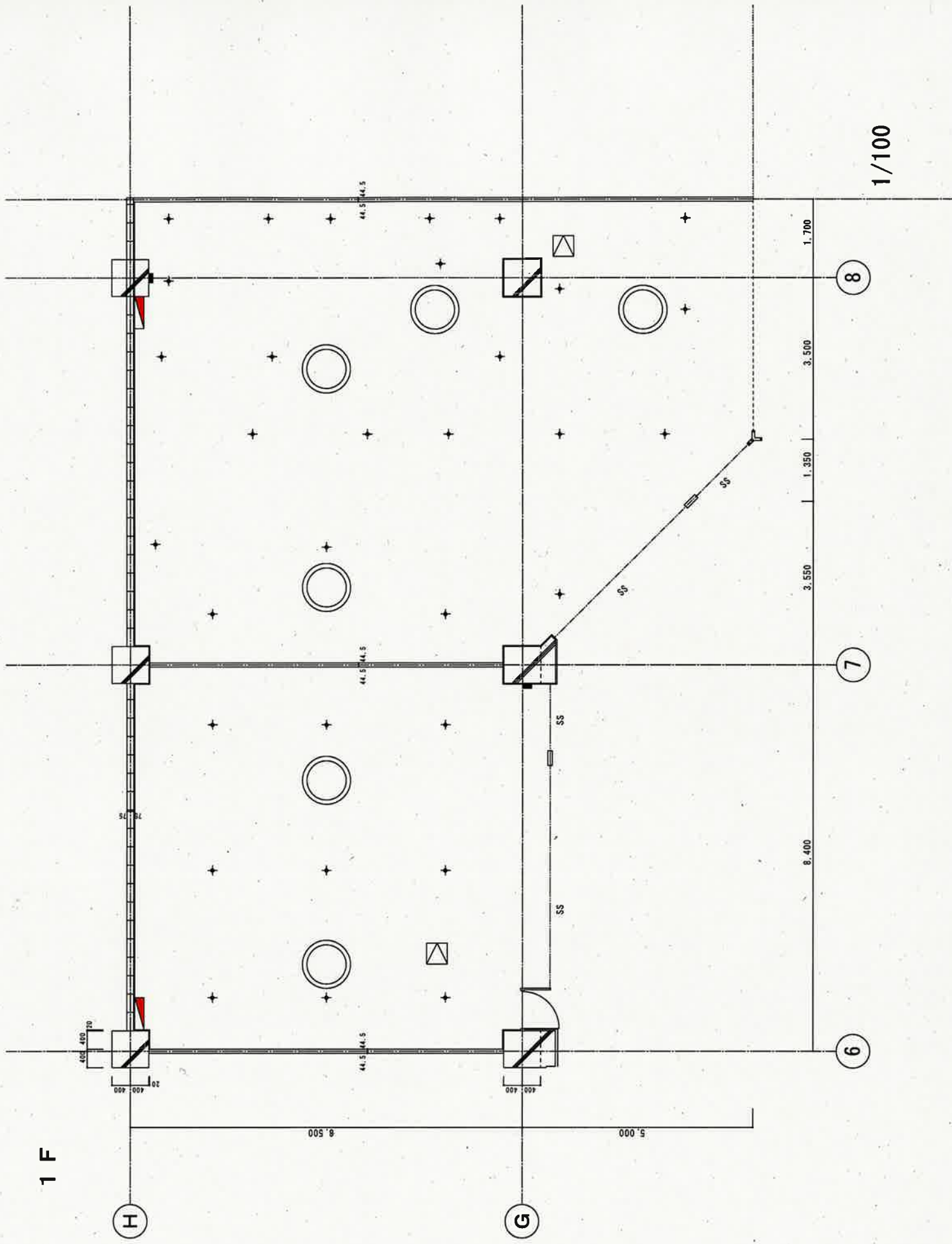
9 その他

- (1) 本整備事業は、本仕様書に基づき実施すること。
- (2) 選定事業者は、本整備事業の履行にあたり、関連する法令等を遵守すること。また、これらの定めにより関係官公庁等への手続き（協議）が必要な場合は、関係書類を作成し、速やかに当該手続きを行うこと。
- (3) 選定事業者は、本市と定期的に協議・報告を行いながら業務を進めるとともに、随時

本市の求めに応じて本整備事業の進捗管理等の情報を提供すること。

- (4) 選定事業者は、履行場所の施設管理者と工事の調整事項等に係る必要な事前打合せを行った上で本整備事業を実施すること。
- (5) 本整備事業に必要となる経費は、本仕様書に明記しないものであっても、原則として選定事業者の負担とする。
- (6) 選定事業者は、本整備事業の全部を一括して再委託又は下請負してはならない。また、本整備事業の一部を再委託又は下請負する場合は、事前に本市の承認を得ること。
- (7) 選定事業者は、本市から提示された情報及び業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- (8) 本整備事業における成果物に係る著作権、著作権及び所有権は本市に帰属するものとする。
- (9) 資材等の搬入については、履行場所の施設利用者への安全配慮に万全を期すとともに、撤去した既存設備や廃材、包装資材等の処分については、関係法令に基づき適正に処理すること。
- (10) 本整備事業の履行にあたり、選定事業者の責めにより生じた故障、破損、事故等は選定事業者の責任において処理すること。
- (11) 業務終了後、施設等に瑕疵等が認められた場合には、選定事業者の責任において速やかにその瑕疵等を訂正しなければならない。
- (12) 本整備事業の完了検査合格日から1年以内に、本整備事業の履行不備による不具合が生じた場合は、選定事業者の負担で対応すること。
- (13) 本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、両者で協議のうえ決定するものとする。

1 F



1/100

(H)

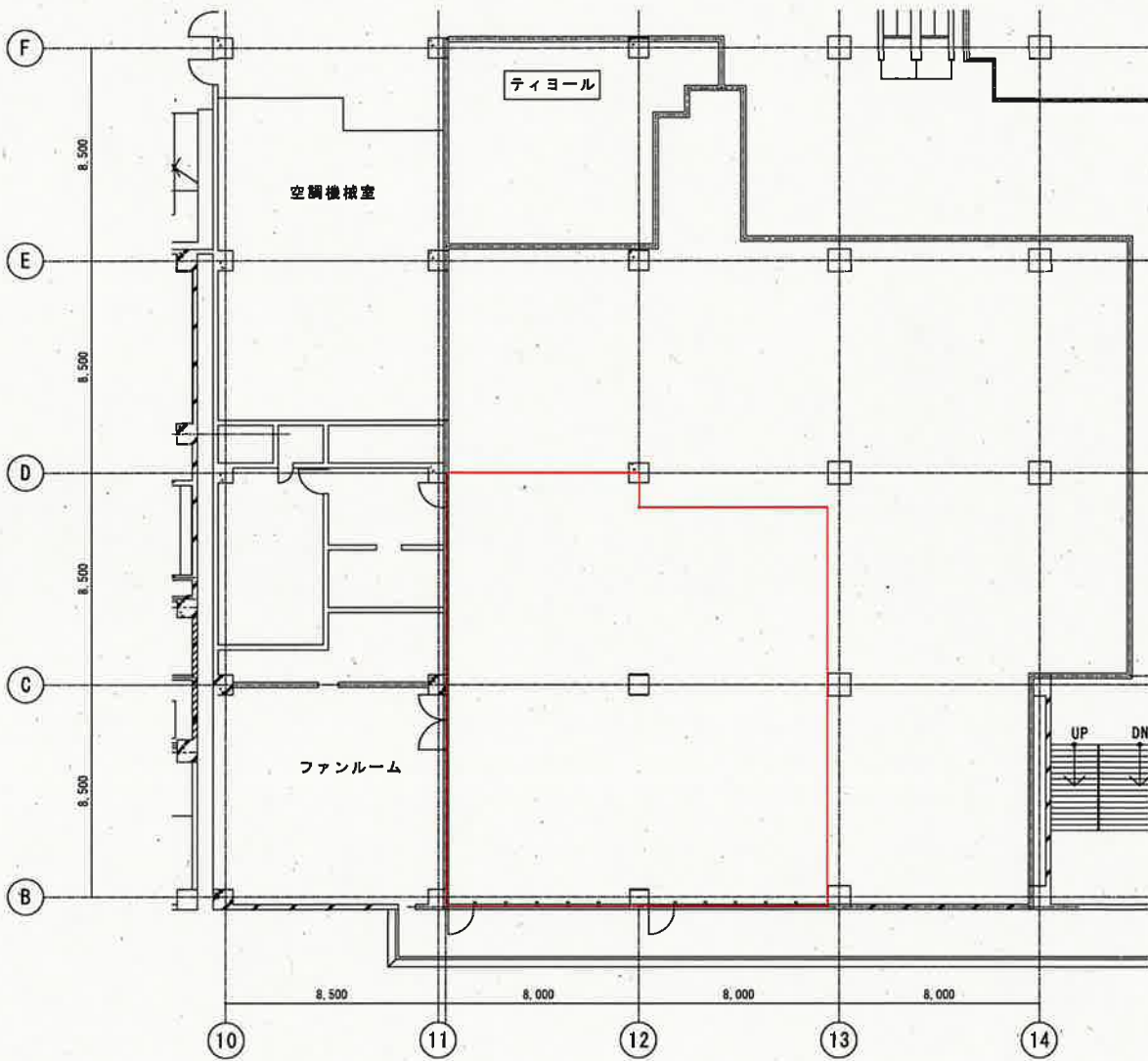
(G)

(6)

(7)

(8)

9 F



A 3 : 1/200